

浜松市循環型社会形成推進地域計画

浜松市

平成 30 年 3 月

令和 2 年 11 月変更

令和 3 年 4 月変更

令和 4 年 3 月変更

令和 4 年 12 月変更

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
3	施策の内容	7
4	計画のフォローアップと事後評価	14

<添付資料>

添付資料 1	対象地域図	15
添付資料 2	目標の設定に関するグラフ等	16
添付資料 3	分別区分説明資料	17
添付資料 4	現有処理施設の概要	18
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	19
添付資料 5	指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ	22
添付資料 6	地域内の施設の現況と将来（位置図）	23
添付資料 7	合併浄化槽整備区域図	24
添付資料 8	地域内のハザードマップ	25
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	31
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策の一覧	32
参考資料様式 1	施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	33
参考資料様式 2	施設概要（エネルギー回収施設系）	34
参考資料様式 6	施設概要（浄化槽系）	35
参考資料様式 8	計画支援概要	36

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- ◇ 構成市町村名 浜松市
- ◇ 面積 1,558.06km²
- ◇ 人口 796,813人（平成28年4月1日現在）

参考として、対象地域図を添付資料1に示す。

(2) 計画期間

本計画は、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの6年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市ではこれまで、市民・事業者・市（行政）の協働により、ごみの減量・リサイクルの推進等に取り組んできた。また、生活系ごみの処理については、平成25年4月には合併時から継続していた5つの処理区分の統一や粗大ごみの有料化等を行い、全市で1つの分別区分及び処理方法とし、処理の効率化や受益者負担の公平性確保を図ってきた。

平成26年3月には、「浜松市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、「ともに歩む3Rとごみ減量の道～go forward（前へ）～」を基本理念として、以下の3つの基本方針を示し、市民・事業者・市（行政）がそれぞれの役割分担と責任を認識し、これまで以上に協働してより環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築を目指している。

- ①ごみの減量と資源化を推進する
- ②意識啓発と環境教育を推進し、住みよいまちづくりに努める
- ③安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備を図る

(4) 広域処理の状況

本市では、平成17年7月の市町村合併時から、合併前市町村の処理体制を継続し、市内を5ブロックに分けて処理を行ってきた。このうち、雄踏・舞阪ブロックのごみ・資源物の一部は、湖西市への事務委託により広域的な処理を行ってきたが、これらの処理については、平成22年9月末をもって事務委託を廃止し、平成22年10月からは湖西市のもえるごみ及び破碎可燃物を事務委託により本市で受け入れている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物処理の現状

平成 28 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収も含め、259,205 トンであり、再生利用される総資源化量は 49,401 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総収集量＋集団回収量））は 19.1%である。

中間処理による減量化量は 198,368 トンであり、集団回収量、自家処理量を除いた排出量の 80.8%が減量化されている。また、同排出量の 4.7%に当たる 11,436 トンが埋め立てられている。

なお、焼却施設における余熱は場内給湯、場内冷暖房、場外温水プール、発電等に利用している。

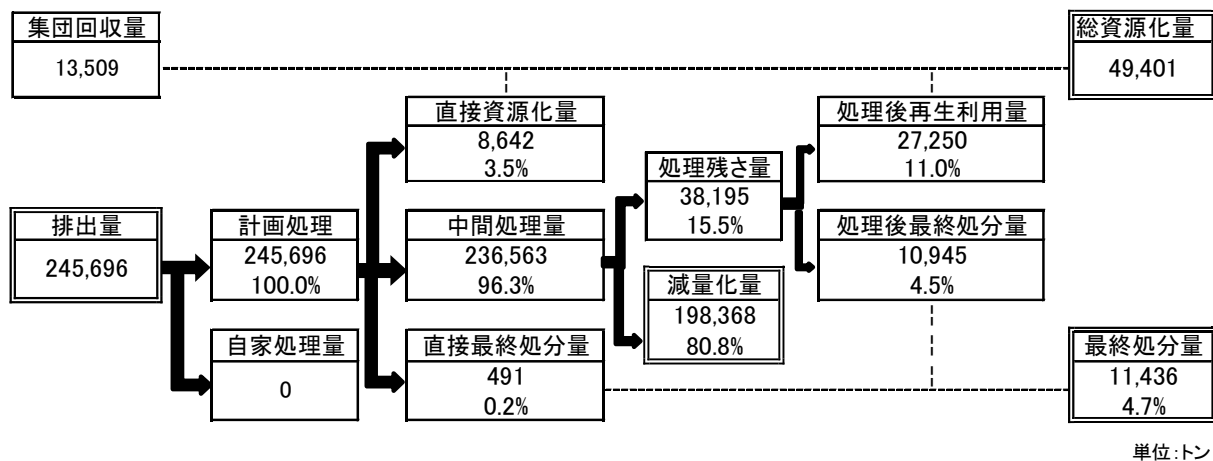


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 28 年度)

※百分率は、小数点第 2 位を端数調整しています。

(2) 生活排水の処理の現状

平成 28 年度の生活排水の処理状況及び、し尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口（総人口）は、全体で 796,813 人であり、生活排水処理人口は 685,128 人、汚水衛生処理率（＝生活排水処理人口（公共下水道＋農業集落排水処理施設等＋合併処理浄化槽の各人口）／総人口）は 86.0%である。

浄化槽汚泥発生量は 98,764kℓ／年（農業集落排水処理施設汚泥を含む）、し尿発生量は 14,055kℓ／年である。

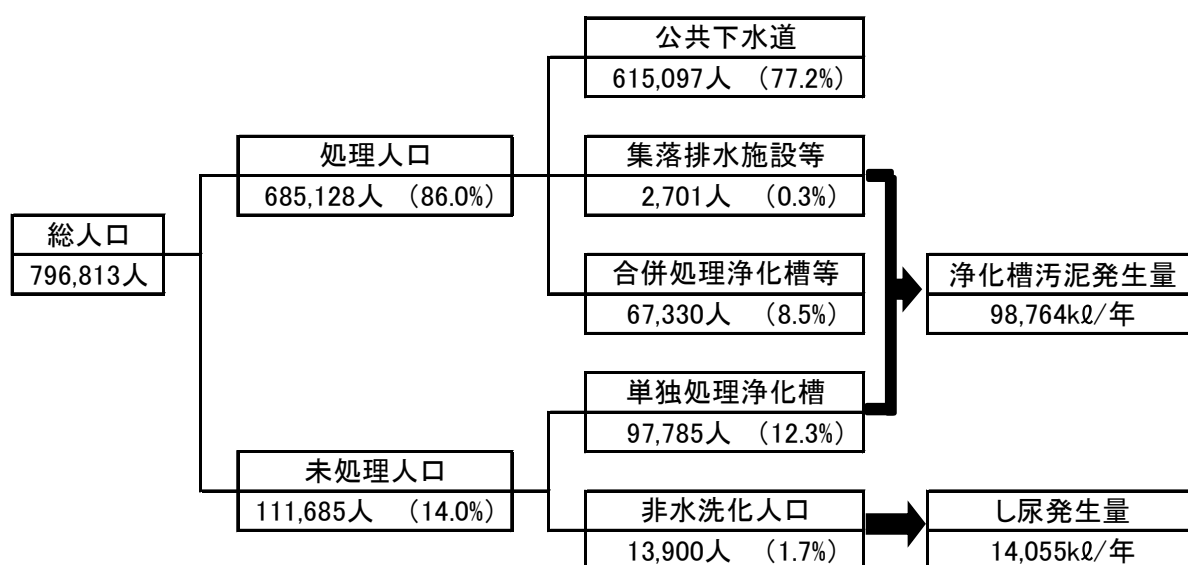


図 2 生活排水処理の処理状況フロー（平成 28 年度）

※百分率は、小数点第 2 位を端数調整しています。

(3) 一般廃棄物処理の目標

計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組むものとする。

平成36年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図3のとおり見込んでいる。

参考として、添付資料2に表1の内訳、添付資料5にごみ排出量の推移を添付する。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標・単 位		現状(割合※1) (平成28年度)	目標(割合※1) (令和6年度)
排 出 量	事業系 総排出量	88,014 トン	83,829 トン -(4.8%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.37 トン/事業所	2.26 トン/事業所 -(4.6%)
	生活系 総排出量	157,682 トン	146,166 トン -(7.3%)
	1人当たりの排出量※3	198 kg/人	189 kg/人 -(4.5%)
	合 計 排出量合計	245,696 トン	229,995 トン -(6.4%)
再生利用量	直接資源化量	8,642 トン (3.5%)	8,422 トン (3.7%)
	総資源化量	49,401 トン (19.1%)	48,717 トン (19.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	42,339 MWh	109,859 MWh
最終処分量	埋立最終処分量	11,436 トン (4.7%)	11,327 トン (4.9%)

※1 排出量は現状に対する増減割合

直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合

総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

事業所数; H28: 37,073事業所、H36: 37,073事業所 共にH26実績を採用

※3 (1人当たりの排出量) = [(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

計画収集人口; H28: 796,813人、H36: 772,000人

※4 エネルギー回収量は、発電以外の場内熱利用分を含む。

《用語の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

エネルギー回収量: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

最終処分量: 埋立処分された量[単位: トン]

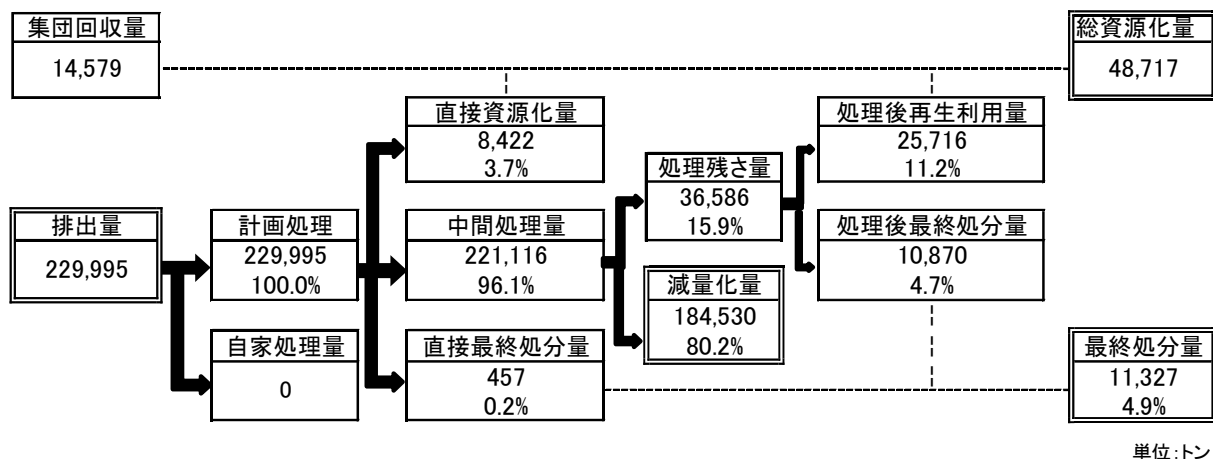


図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(令和 6 年度)

※百分率は、小数点第 2 位を端数調整しています。

(4) 生活排水処理の目標

本計画の計画期間中においては、汚水衛生処理率の向上及び循環型社会の実現を目指し、表 2 のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組むものとする。添付資料 5 に処理形態別人口の推移を添付する。

令和 6 年度の生活排水処理の処理状況は図 4 のとおり見込んでいる。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成28年度実績		令和6年度目標	
処理形態別人口	公共下水道人口	615,097 人	(77.2%)	614,000 人	(79.5%)
	農業集落排水施設等人口	2,701 人	(0.3%)	2,390 人	(0.3%)
	合併処理浄化槽等人口	67,330 人	(8.5%)	109,000 人	(14.2%)
	未処理人口	111,685 人	(14.0%)	46,610 人	(6.0%)
	合 計	796,813 人	(100.0%)	772,000 人	(100.0%)
し尿・汚泥の量	くみ取りし尿量	14,055 kℓ		4,717 kℓ	
	浄化槽汚泥量	98,764 kℓ		113,703 kℓ	
	合 計	112,819 kℓ		118,420 kℓ	

※表中の割合は、総人口に対する割合を示す。

※百分率は、小数点第 2 位を端数調整しています。

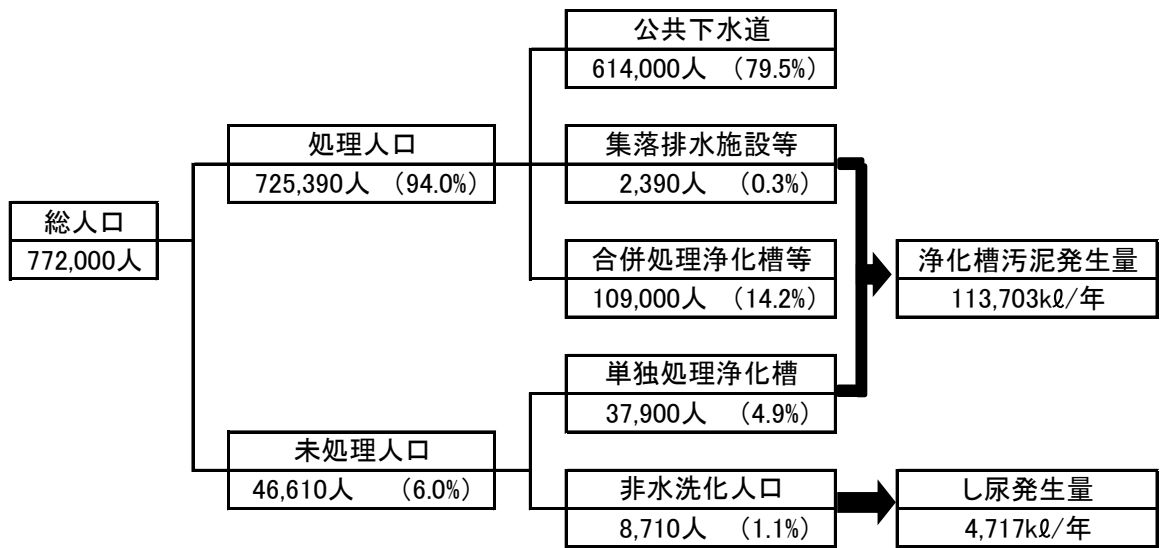


図 4 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー(令和 6 年度)

※百分率は、小数点第 2 位を端数調整しています。

3 施策の内容

(1) 発生抑制・排出抑制・再使用の推進

ア 有料化（ごみ処理手数料の徴収）

本市では、平成 25 年 4 月から連絡ごみ（粗大ごみ）の有料化を行い、ごみ減量と排出者負担の公平性確保に取り組んできた。しかし、家庭から排出されるもえるごみの排出量は平成 25 年度以降、ほぼ横ばいの状況であることから、今後は、もえるごみ等の有料化の必要性、効果等について調査・研究を行う。

イ 環境教育、普及啓発、助成

本市では、これまで環境教育として、出前講座やごみ減量・3R説明会の実施、3R推進展の開催、小中学校等における環境学習を行ってきた。今後は引き続きごみ問題の現状と課題について広く市民、事業者理解してもらうことを目的に、出前講座等の環境学習活動の施策の継続・強化を図る。特に学校教育を通じた環境教育の取組みについては、より実効性を高めるため、小中学校等での資源物回収事業の実施や新たな環境教育ツールの作成・導入を行う。

また、人材育成の面では、環境美化推進員の育成を図ってきたが、今後も研修会等を通して、育成強化を図る。

本市はこれまでごみの減量、再生利用及び適正処理の普及・啓発に関する事業を行ってきており、今後も継続的に推進していく。特に生ごみ減量については、水切り・ひとしぼりや食品ロス削減に向けた意識啓発を通して取組強化を図る。

自治会等が行っている資源物集団回収事業を今後も継続できるよう支援する。また、生ごみ堆肥化容器の無料配付事業や生ごみ処理機購入費補助事業について、今後も継続して実施する。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

本市では、「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」締結業者を拡充し、レジ袋削減に向け、引き続き取組を推進する。

エ 生活排水対策

市民が行動に移すための動機付けとなる情報や、広く市民に協力を求めるべき事項、各種の補助・支援制度等のうち、広報誌やインターネット等を用いた情報発信を今後も継続する。

また、市民運動としての「川や湖をきれいにする運動」への取り組みや、平成 13 年度に設立された「川や湖をきれいにする市民会議」により、水質保全の様々な啓発活動を行うこととする。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

生活系ごみの分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。生活系ごみは焼却・破砕・埋立等の方法で適正に処分しつつ、エネルギー回収や鉄等の資源回収を行う。

本市では、平成17年度の合併以降は、市民生活への影響を緩和するために、従来の処理区分を基本とした5ブロックに区分して進めてきた。平成25年度からはこれらを統一して全市で1つの分別区分及び処理方法とし、処理の効率化を図った。

これまで、びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装等の分別収集や集団回収等により、積極的に資源化を行ってきたが、今後は分別の周知徹底や分別品目の見直しを検討することで、さらなるごみ減量・リサイクルの推進を図る。

もえるごみについては、北部清掃工場を平成22年度で休止して以降、平成25年度には浜北清掃センター、平成26年度には天竜ごみ処理工場を休止し、一層の処理体制の効率化を図った。本計画期間においては、西部清掃工場と南部清掃工場の2工場により適正処理及びエネルギー回収を進め、平成36年度以降は、西部清掃工場と現在計画の中の新清掃工場の2工場により処理を行う予定である。

参考として、添付資料3に平成30年度時点の分別区分を添付する。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業活動に伴って発生した紙くずや生ごみ等の事業系ごみは、排出事業者自身か、一般廃棄物収集運搬業者により、本市の廃棄物処理施設へ搬入することになっている。廃棄物処理施設では、生活系ごみと同様に焼却・破砕・埋立等の方法で適正に処分しつつ、エネルギー回収や鉄等の資源回収を行う。なお、今後も同様の処理体制とする。

草木類を堆肥原料等に再生利用する事業者を一般廃棄物再生利用業者として指定し、草木類等の再生利用の推進と、再生利用分は廃棄物処理施設での処分量の減になっている。

大規模建築物所有事業者に対する減量等計画書の作成・提出の義務付けや立入検査を通じて、ごみ減量や資源化を推進している。また、排出事業者に対するごみの減量・資源化・適正処理の周知や清掃工場での搬入検査で適正処理の確認とともに、廃棄物処理施設での処分量の減を目的に清掃工場への資源物の搬入規制等の施策を検討する。

参考として、添付資料6に地域内の施設の現況と将来を添付する。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

産業廃棄物である下水道汚泥の適正処理を行うため、一般廃棄物とあわせて西部清掃工場で処分しており、引き続き継続していく。

エ 生活排水処理の現状と今後

下水道事業計画区域及び農業集落排水処理区域における生活排水については、従来どおり下水処理場や農業集落排水施設による処理を推進し、さらに下水道供用開始区域においては、下水道への接続率のさらなる向上を図る。それ以外の区域においては、合併処理浄化槽により生活排水を処理する。

合併処理浄化槽の設置については、昭和 63 年度から各旧市町村の個々に補助金制度を施行し、合併後の平成 19 年度から平成 21 年度にかけては、段階的に制度を全市統一した。

また、平成 27 年 10 月の制度改正からは、水域を問わず、高度処理型合併処理浄化槽の設置を条件に補助を行うとともに、特に生活雑排水が問題となっている単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対しては、補助金を上乘せすることで、積極的な生活排水処理を推進してきた。

し尿・浄化槽汚泥の処理については、5つのし尿処理施設により処理を行ってきたが、平成 20 年度に浜北クリーンセンター、平成 28 年度に細江し尿処理センター、平成 29 年度に天竜衛生センターの受入を休止し、今後は東部衛生工場と西部衛生工場の 2 工場体制で処理を行っていく。

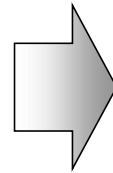
オ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりである。

- ◇ 本計画期間においては、西部清掃工場及び南部清掃工場の 2 つのエネルギー回収型廃棄物処理施設でもえるごみを処理する。施設老朽化のため、令和 6 年 4 月に南部清掃工場の代替として新清掃工場を稼働し、令和 11 年 4 月に西部清掃工場を更新する。
- ◇ マテリアルリサイクル施設である平和破砕処理センターは施設老朽化のため、令和 6 年 3 月に休止し、新破砕処理センターを令和 6 年 4 月に稼働する。
- ◇ 「浜松市と湖西市との間の一般廃棄物の処分に関する事務の委託に関する規約」が令和 6 年 1 月末日に満了となるため、満了日をもって湖西市のもえるごみの処理を終了する。
- ◇ 下水道や農業集落排水施設が未整備の地域について、合併処理浄化槽の整備を推進する。
- ◇ 生活雑排水の適正処理を進めるため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。
- ◇ 高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進する。

表3 浜松市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（平成28年度）			
浜松市			
分別区分	処理方式	処理施設等	処理実績（トン）
もえるごみ	焼却 (エネルギー回収)	南部清掃工場 西部清掃工場	137,260
もえないごみ 連絡ごみ(粗大ごみ)	破碎 選別 圧縮 焼却 埋立	平和破碎処理センター	7,356
資源物 (びん、プラスチック製 容器包装、特定品目)	破碎 選別 圧縮	平和最終処分場(びん) 平和破碎処理センター(プラスチック製容 器包装) 引佐中間処理施設(特定品目)	9,760
資源物 (びん、かん、ペットボ トル、プラスチック製容 器包装)	破碎 選別 圧縮	民間委託	3,275
その他	埋立	平和最終処分場 第二期 浜北環境センター 舞阪吹上第2廃棄物最終処分場 引佐最終処分場 第一期	31



今 後（令和6年度）				
浜松市				
分別区分	処理方式	処理施設等		処理実績（トン）
		一次処理	二次処理	
もえるごみ	焼却 (エネルギー回収)	西部清掃工場 新清掃工場(平成36年4月稼働)	(溶融スラグ等) 資源化 (溶融飛灰等) 埋立	127,143
もえないごみ 連絡ごみ(粗大ごみ)	破碎 選別 圧縮 焼却	新破碎処理センター(平成36年4月稼 働)	(可燃残さ) 焼却 (不燃残さ) 埋立 (鉄等) 資源化	7,275
資源物 (びん、プラスチック製 容器包装、特定品目)	破碎 選別 圧縮		資源化	8,788
資源物 (かん、ペットボトル)	破碎 選別 圧縮	民間委託	民間委託	2,949
その他	埋立	平和最終処分場 第二期 浜北環境センター 舞阪吹上第2廃棄物最終処分場 引佐最終処分場 第一期		11

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

8～9頁(2)の処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な処理施設の整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアル リサイクル推進施設 浜松市 新破碎処理センター	浜松市新清掃工場及び 新破碎処理センター施 設整備運営事業	64トン/日	浜松市 天竜区青谷	H30～ R5
2	エネルギー回収型 廃棄物処理施設 浜松市 新清掃工場	浜松市新清掃工場及び 新破碎処理センター施 設整備運営事業	399トン/日	浜松市 天竜区青谷	H30～ R5
3	エネルギー回収型 廃棄物処理施設 西部清掃工場 (更新予定)	浜松市西部清掃工場 更新事業	366トン/日 (予定)	浜松市西区 篠原町	(R7～ R10)

※ 参考として、添付資料4に現有施設の概要を添付する。

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化、再生利用の推進

事業番号2 既存施設の老朽化、エネルギー回収推進

事業番号3 既存施設の老朽化、エネルギー回収推進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり整備し、生活排水の処理を行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済基数 (基) (平成28年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
4	浄化槽設置整備 事業	16,594	7,650	22,000	H30～R5

(整備理由)

事業番号4 下水道事業計画区域外及び農業集落排水施設区域外の汚水衛生処理率の向上及び単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換の推進

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業に係るアプローチ道路用地調査業務	用地調査	H30
	浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業に係るアプローチ道路詳細設計業務	詳細設計	H30
32	浜松市西部清掃工場更新事業に係る生活環境影響調査業務	生活環境影響調査	R3～R5
	浜松市西部清掃工場更新事業に係る施設基本計画作成業務	施設基本計画の作成	R3～R4
	浜松市西部清掃工場更新事業に係るPFIアドバイザー業務	事業者選定に係るPFIアドバイザー	R4～R6

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していくこととする。

ア ごみ減量等に関する情報の公開と共有化

ごみ処理に関する状況を広報誌やホームページ等に掲載し、ごみ減量の成果や問題点等の情報を市民と共有することによって、ごみ処理に関する意識向上を図る。

イ 再生利用品の需要拡大

市民、事業者、市（行政）の協力体制のもとで、以下の取組みを行う。

- ① 本市は自らの事業等において、資源の循環を推進するため、グリーン購入や再生品活用を優先する。
- ② 西部清掃工場で生成する溶融スラグ等の有効利用を行う。

ウ 不法投棄対策

不法投棄を防止するため、市民、県、警察等との連携を図り、不法投棄の監視体制を強化するとともに未然防止に取り組む。

エ 資源物等持ち去り対策

資源物等の持ち去りを防止するため、職員によるパトロールを実施し、市民、警察と連携して、持ち去り行為者に対する取り締まりを行う。

オ 災害時の廃棄物処理に関する事項

浜松市災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害廃棄物の処理体制の確保を図るため、市内及び広域での連携体制を構築する。また、災害廃棄物の仮置場としては、廃棄物処理施設、公園、グラウンド等の公有地を候補地とする。さらに、災害時のごみの出し方については広報誌、説明会等を通じて市民への周知を図る。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は毎年、計画の進捗状況を把握し、結果を公表するとともに、結果に対する意見交換を関係者間で行いながら、PDCAサイクルを実行し、計画の進捗状況を監視し、計画の見直しを行う。

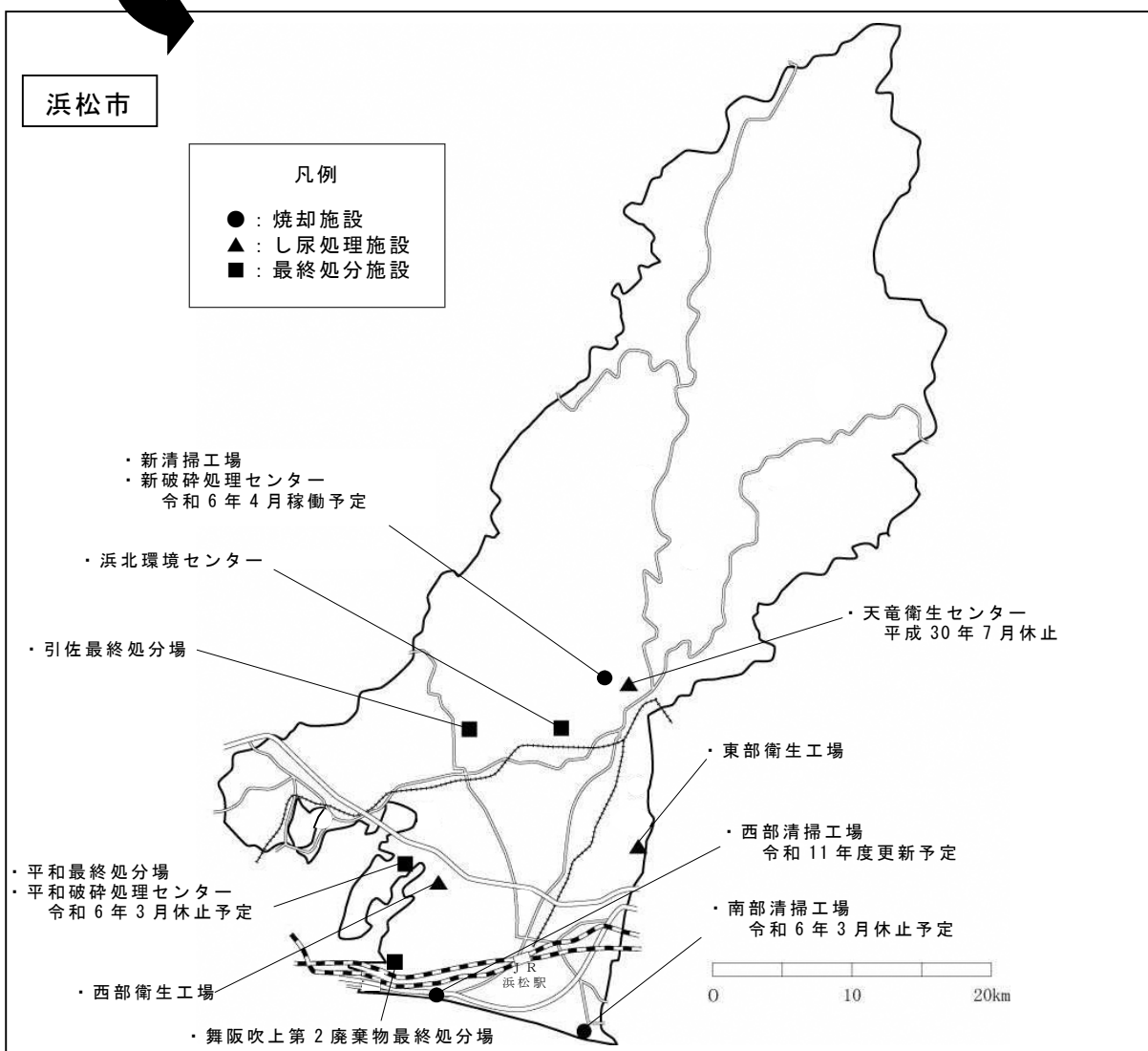
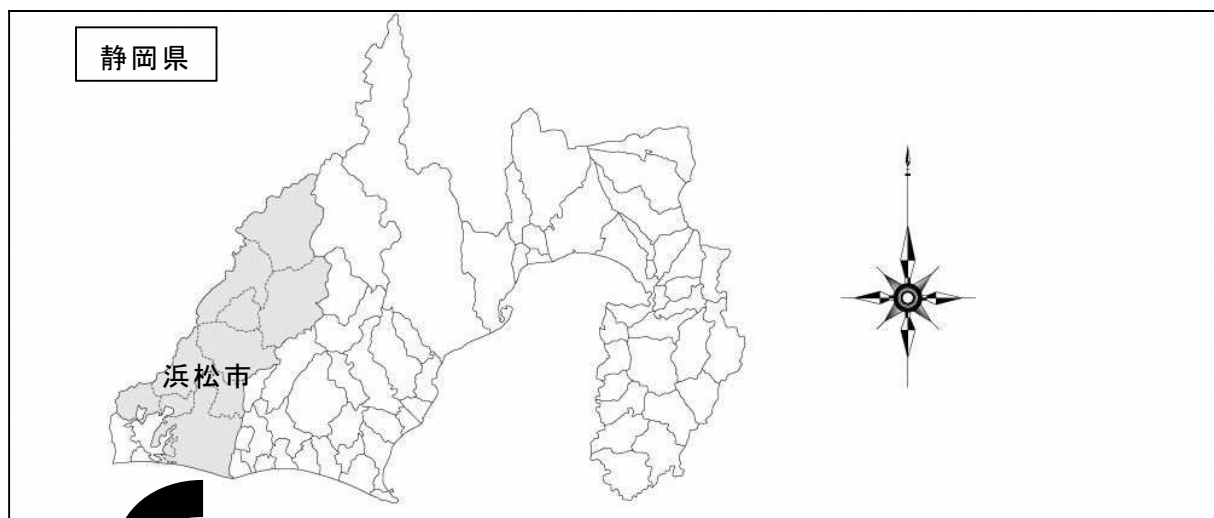
(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめ、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

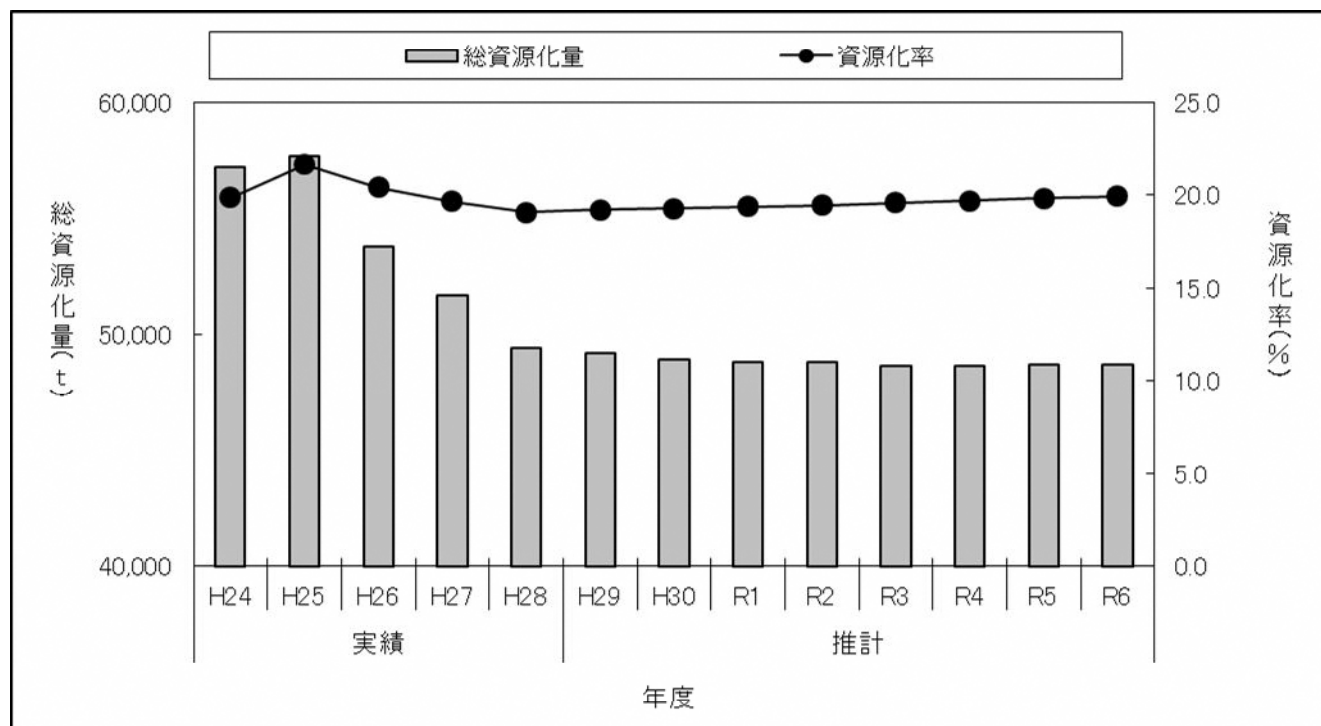
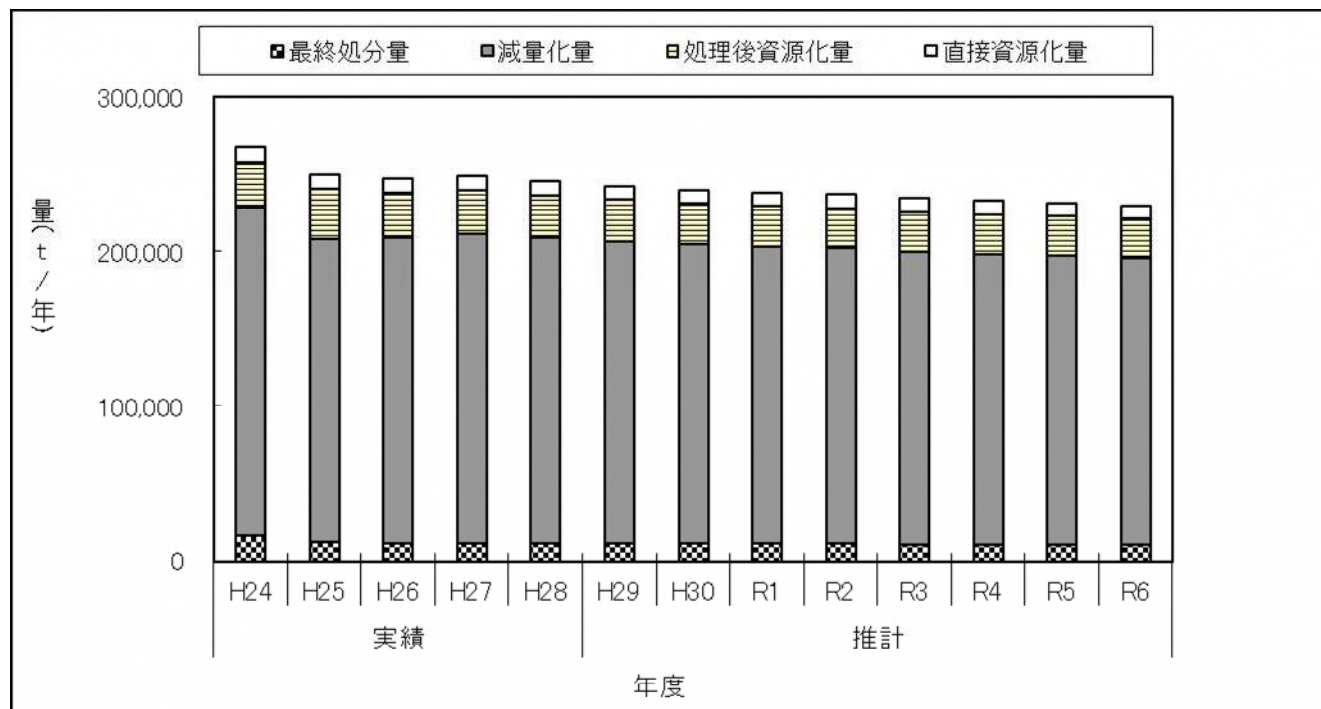
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させる。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直す。

対象地域図



目標の設定に関するグラフ等



分別区分説明資料

【平成 30 年度時点のごみの分別形態】

処理区		行政回収	集団回収	拠点回収
もえるごみ		○		
もえないごみ		○		
連絡ごみ（粗大ごみ）		○		
プラスチック製容器包装		○		
び ん	無色	○		
	茶色	○		
	その他	○		
か ん	スチール	○		
	アルミ		○	○
ペットボトル		○		
特定品目※		○		
新聞			○	○
雑誌			○	○
段ボール			○	○
その他紙			○	○
布類			○	○
生きびん			○	○
草木類				○
使用済小型家電				○
廃食用油				○
インクカートリッジ				○

※蛍光管、電池類、水銀体温計・血圧計、ライター、スプレー缶及び卓上ガスボンベ

現有処理施設の概要

【焼却施設】

施設名称	施設形式	稼動年月	施設規模 (t/日)	1炉の能力 (t/日)	炉数 (炉)	熱利用状況等
南部清掃工場	ストーカ式焼却炉	S56.2竣工 H8.3改修 H24.3改修	450	150	3	発電・場内給湯・燃烧空 気・白煙防止・場内冷暖 房
西部清掃工場	キルン式ガス化溶 融炉	H21.1竣工	494.7	164.9	3	発電・温水プール・場内 給湯・燃烧空気・白煙防 止・場内及び水泳場の冷 暖房

【破碎・保管施設】

施設名称	施設の種類	稼動年月	施設規模	処理方式
南部清掃工場	布団破碎設備	H24	60枚/h	布団破碎機
平和破碎処理センター	連絡ごみ(粗大ごみ) もえないごみ	H5.3 H13.3 改修	140t/5h	回転式破碎機 せん断式破碎機
	プラスチック製容器包装		45t/10h	選別・圧縮・梱包
平和最終処分場	資源物ストックヤード(びん、 プラスチック製容器包装)	H8	1,130㎡	保管
引佐中間処理施設	特定品目破碎、選別	H25.4	スプレー缶破碎 1,200本/h ライター破碎 4,000本/h 蛍光管破碎 直管型6,000本/h 環型2,000本/h	スプレー缶・ライター処 理機 蛍光管破碎機

【最終処分場】

施設名称	埋立開始年	埋立期間	埋立面積 (㎡)	全体容量 (m ³)	埋立方法	水処理 (有無)
平和最終処分場 第二期	H19.3	15年	48,360	567,700	サンドイッチ方式 (セル方式併用)	有
浜北環境センター	H14.4	15年	12,315	60,273	セル方式	有
舞阪吹上第2廃棄物 最終処分場	H8.7	42年	6,555	39,500	サンドイッチ方式	無
引佐最終処分場 第一期	H9.4	48年	9,445	77,300	セル&サンドイッチ方式	有

【し尿処理施設】

施設名称	処理方式	稼動年月	施設規模 (kL/日)
東部衛生工場	1・2次処理：標準脱窒素処理 高度処理(3次)：凝縮沈殿処理+ ろ過処理+活性炭吸着	S61.3 H30.3 改修	200
西部衛生工場	し渣除去希釈し、公共下水道へ放流	S56.2 H17.2 改修	400

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成30年度)

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	浜松市地域	(2) 地域内人口	796,813人	(3) 地域面積	1558.06km ²
(4) 構成市町村等名	浜松市	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合設立予定なし				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標 令和6年度
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	92,669	89,818	88,327	87,877	88,014	83,829 (H28比 -4.8%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.50	2.42	2.38	2.37	2.37	2.26 (H28比 -4.8%)
	生活系 総排出量(トン)	177,663	160,479	159,406	160,915	157,682	146,166 (H28比 -7.3%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	223	202	201	204	198	189 (H28比 -4.6%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	270,332	250,297	247,733	248,792	245,696	集計中 229,995 (H28比 -6.4%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	9,930 (3.7%)	9,430 (3.8%)	8,697 (3.5%)	8,748 (3.5%)	8,642 (3.5%)	8,422 (3.7%)
	総資源化量(トン)	57,199 (19.8%)	57,677 (21.7%)	53,766 (20.4%)	51,699 (19.6%)	49,401 (19.1%)	48,717 (19.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWH)	36,769	38,294	38,604	41,591	42,339	109,859
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	18,822 (7.0%)	12,726 (5.1%)	12,121 (4.9%)	11,781 (4.7%)	11,436 (4.7%)	11,327 (4.9%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

本地域計画の目標値は、一般廃棄物処理基本計画の変化率を用い、H28年度の実績値から推計している。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	南部清掃工場	浜松市	ストーカ式焼却炉	450t/日	S56.2	R6.3休止	未定	0.5～3.0m(洪水)、1.0～3.0m(津波)。休止が近々に予定されているため、対策を行っていない。	
破碎・保管設備	布団破碎機	浜松市	-	60枚/h	H24	R6.3休止	未定	0.5～3.0m(洪水)、1.0～3.0m(津波)。休止が近々に予定されているため、対策を行っていない。	南部清掃工場内
焼却施設	西部清掃工場	浜松市	キルン式ガス化溶融炉	494.7t/日	H21.1	R11.3休止	未定	0.5～3.0m(洪水)、1.0～2.0m(津波)。土のうを積む対策を実施予定。	
破碎・保管設備	平和破碎処理センター	浜松市	破碎・保管 プラ選別・圧縮・ 梱包	140t/5h 45t/10h	H5.3	R6.3休止	未定	浸水想定無	
保管設備	平和最終処分場	浜松市	資源物ストックヤード びん、プラスチック容器 器包装	1,130m ³	H8	R6.3休止	未定	浸水想定無	
破碎施設	引佐中間処理施設	浜松市	蛍光管、ライター、ス プレー 処理機、破碎機	スプレー缶 1,200本/日 ライター 4,000本/日 蛍光管 直管型 6,000/日 環型 2,000/日	H25.4	R6.3休止	未定	浸水想定無	
埋立処分場	平和最終処分場 (第2期)	浜松市	サンドイッチ方式 (セル方式併用)	567,700m ³	H19.3	未定	未定	浸水想定無	
埋立処分場	浜北環境センター	浜松市	セル方式	60,273m ³	H14.4	未定	未定	浸水想定無	
埋立処分場	無殿町上第2埋立処分場	浜松市	サンドイッチ方式	39,500m ³	H8.7	未定	未定	0.5～3.0m(洪水)、～0.3m(津波)。最終処分場で 建屋がないため、対策を行っていない。	
埋立処分場	引佐最終処分場 (第1期)	浜松市	セル&サンドイッチ方 式	77,300m ³	H9.4	未定	未定	浸水想定無	
し尿処理施設	東部衛生工場	浜松市	1.2次処理:標準脱窒素処理 3次処理:硝化脱窒素処理+濃縮処理 +活性炭処理	200kl/日	S61.3	-	-	0.5～3.0m(洪水)。浸水水位以上の地盤設定の対 策を行っている。	
し尿処理施設	西部衛生工場	浜松市	し尿除去後希釈し、 公共下水道へ放流する	400kl/日	S56.2	-	-	浸水想定無	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	西部清掃工場	浜松市	未定	未定	R11.3	施設老朽化の為	未定	未定	0.5～3.0m(洪水)、1.0 ～2.0m(津波)。対策を 実施予定。	
焼却施設	新清掃工場(仮称)	浜松市	ガス化溶融炉	399t/日	R6.3	現有施設の代替の為	未定	未定	浸水想定無	
破碎・保管施設	新破碎処理セン ター(仮称)	浜松市	破碎・選別	破碎 38t/日 選別 26t/日	R6.3	現有施設の代替の為	未定	未定	浸水想定無	

4 生活排水処理の現状と目標

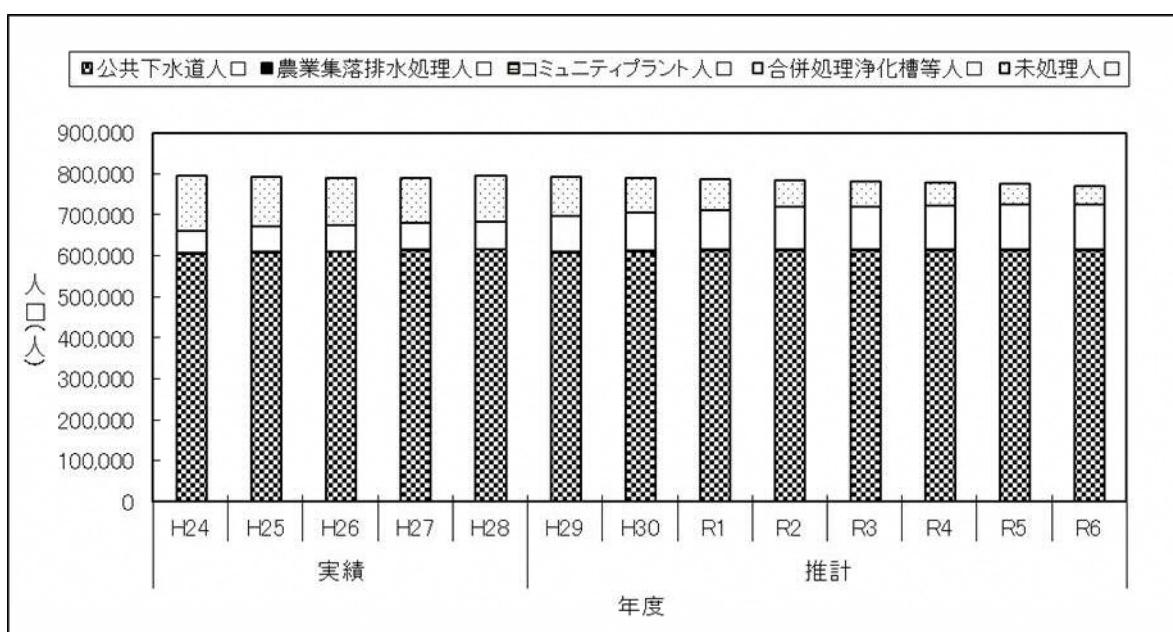
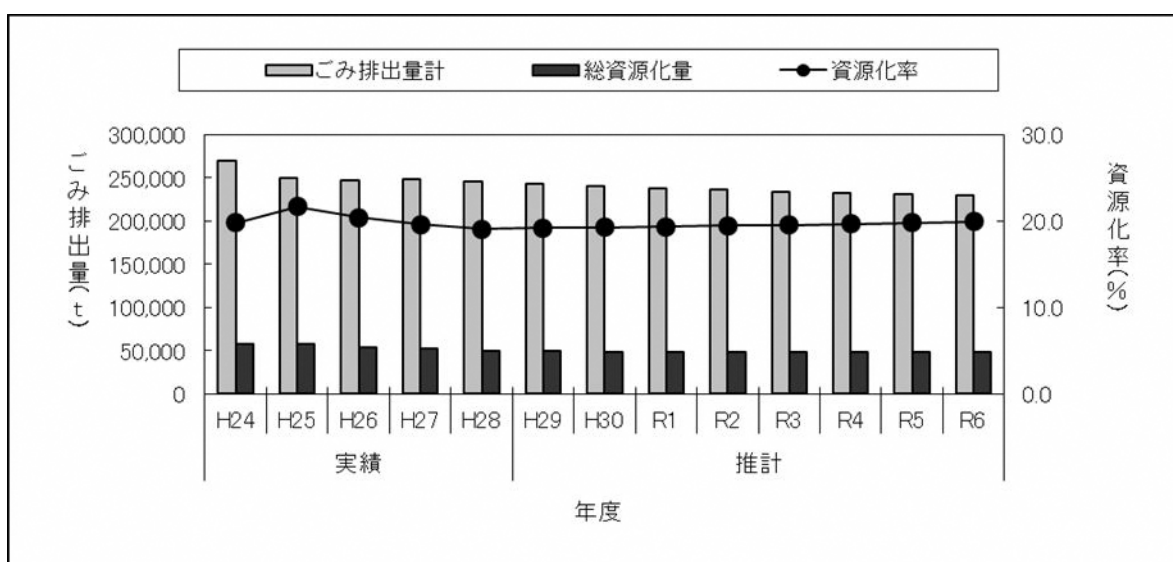
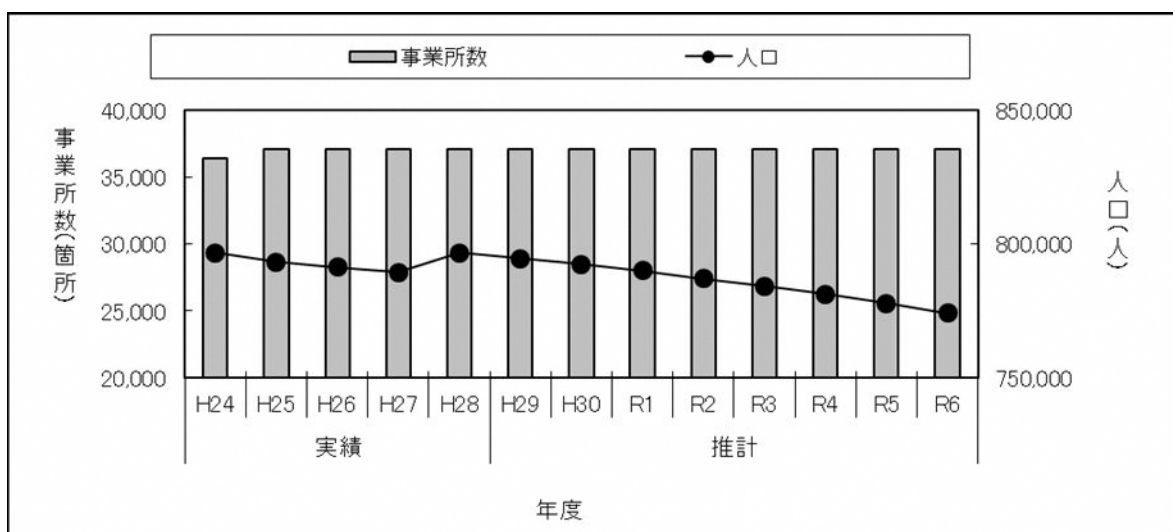
(単位：人)

指 標・単 位	年 度	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目 標	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和6年度
総人口		797,397	793,311	791,396	789,508	796,813	集計中	772,000
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	604,813	607,112	609,472	613,046	615,097	集計中	614,000
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	75.8%	76.5%	77.0%	77.6%	77.2%		79.5%
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	汚水衛生処理人口	714	720	724	722	732	集計中	690
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%		0.1%
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	2,094	2,083	2,030	2,024	1,969	集計中	1,700
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%		0.2%
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	54,990	62,440	63,894	65,351	67,330	集計中	109,000
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	6.9%	7.9%	8.1%	8.3%	8.5%		14.2%
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口	134,786	120,956	115,276	108,365	111,685	集計中	46,610

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

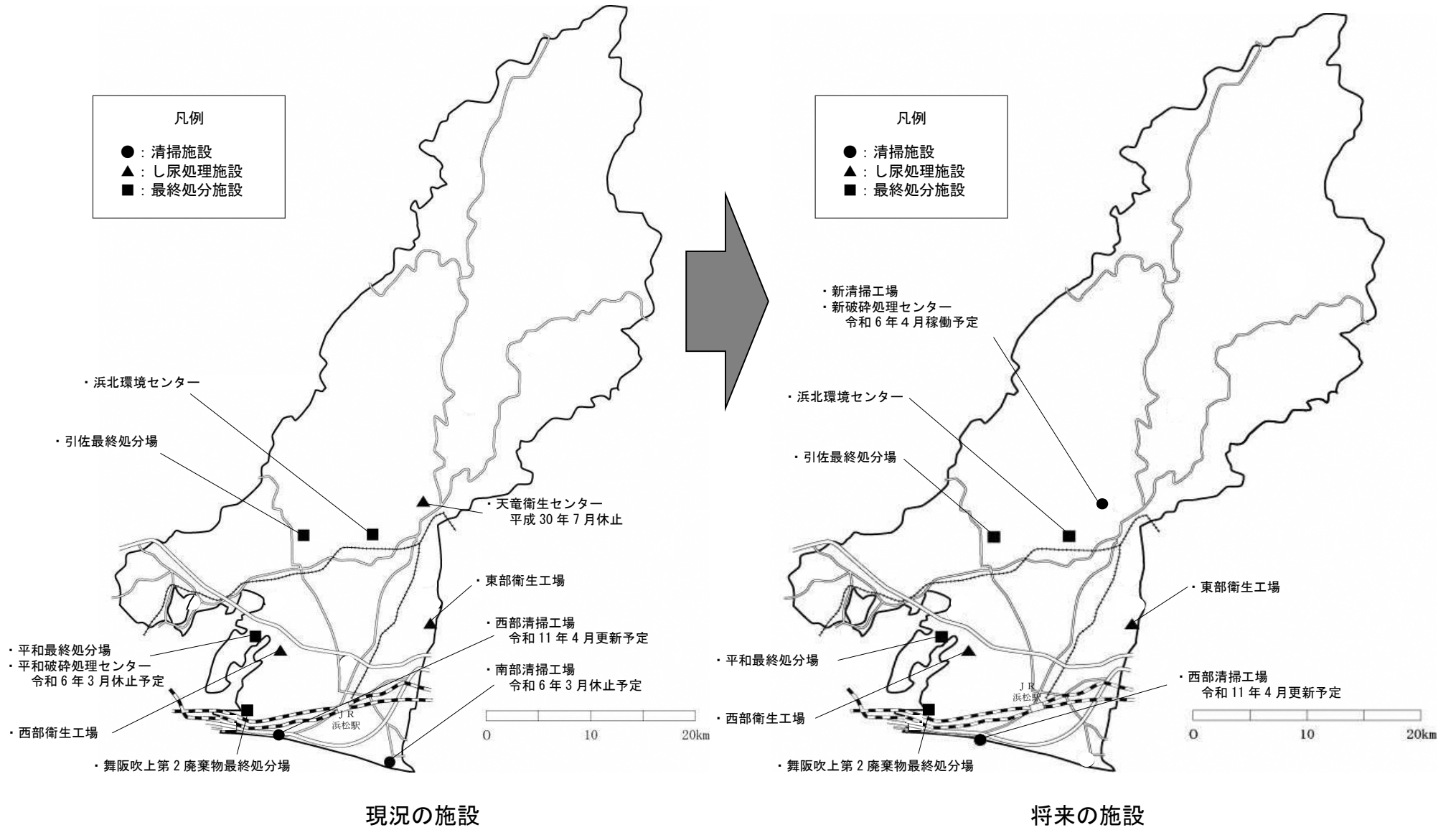
施 設 種 別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基 数(基)	処理人口(人)	開始年月	基 数(基)	処理人口(人)	目標年度	
浄化槽設置整備事業	浜松市	16,594	67,330	S63.4	7,650	22,000	R6	

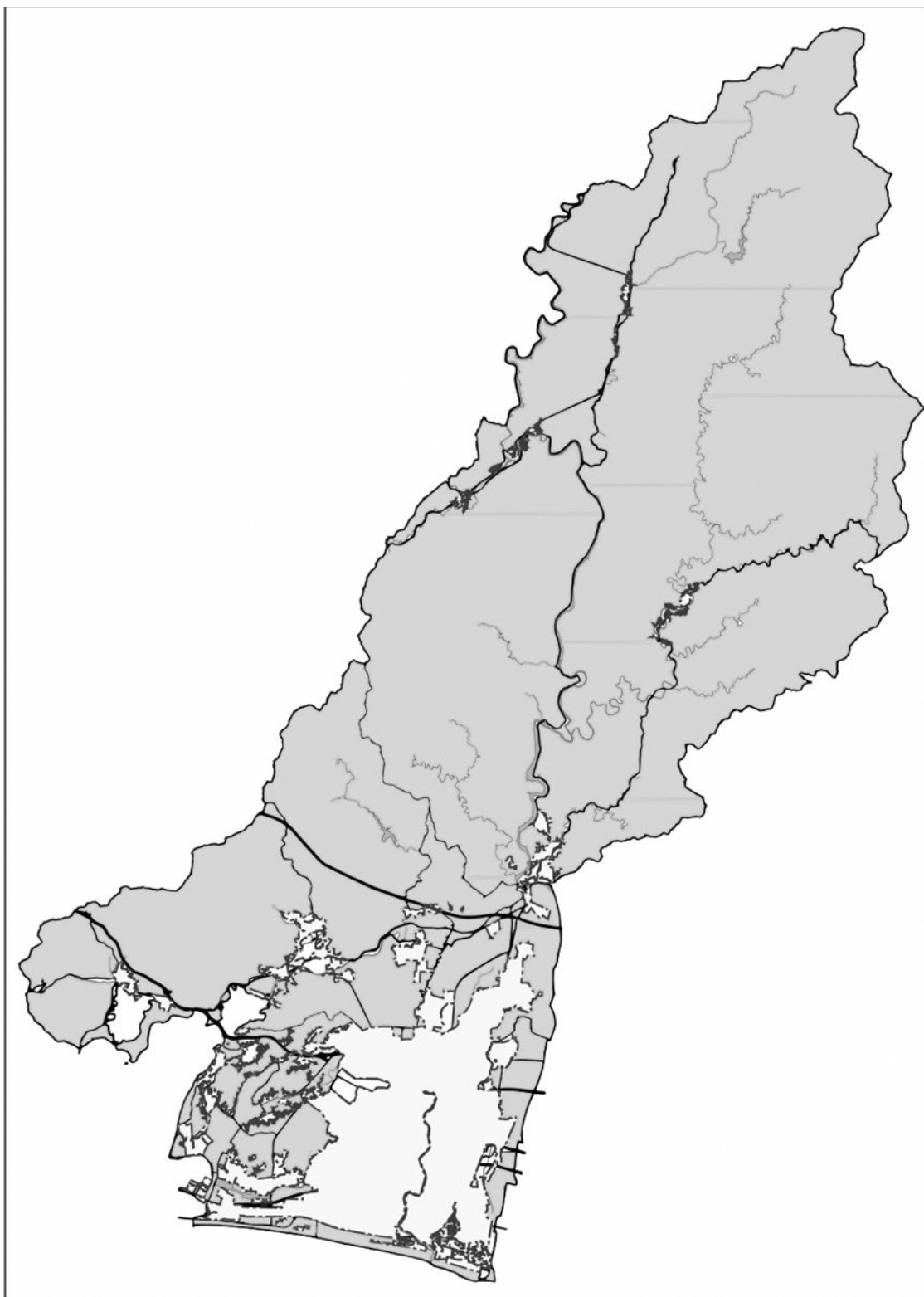
指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



地域内の施設の現況と将来（位置図）

添付資料 6





※ 灰色の色塗り部分が浄化槽区域

地域ハザードマップ（西部）



地域ハザードマップ (南部)



土砂災害ハザードマップ

土砂災害 警戒区域 地すべり 平成28年10月4日

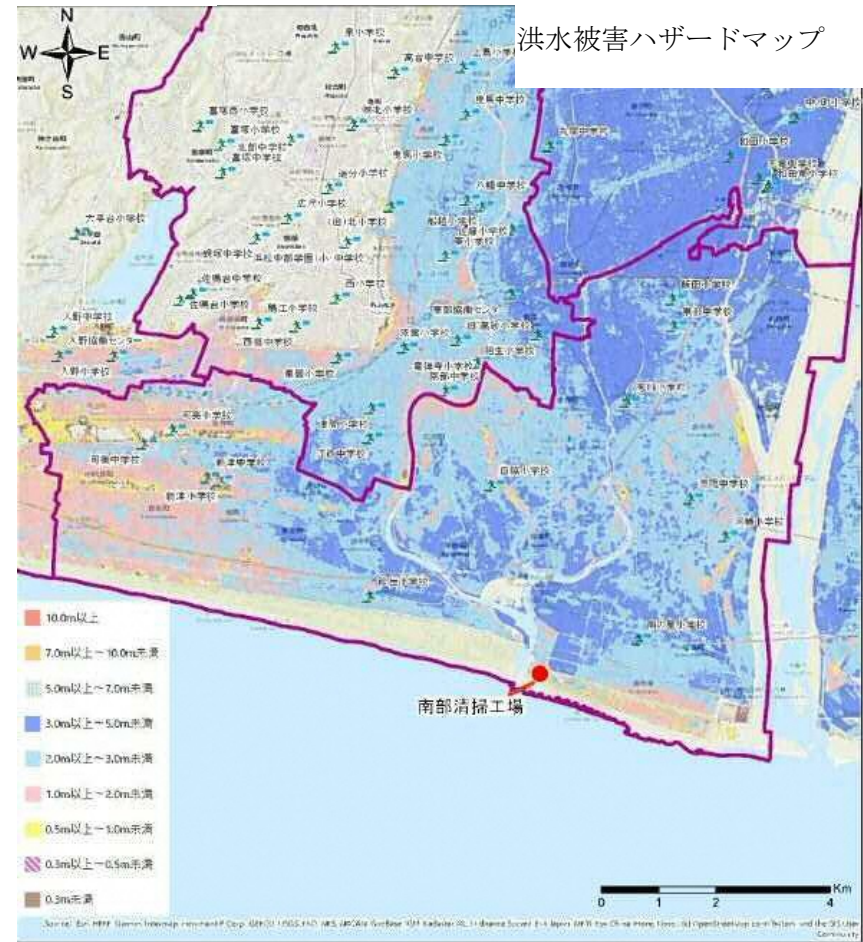
土砂災害 (特別) 警戒区域 土石流 平成28年10月4日

土砂災害 警戒区域 土石流 平成28年10月4日

土砂災害 (特別) 警戒区域 急傾斜地の崩壊 平成28年10月4日

土砂災害 警戒区域 急傾斜地の崩壊 平成28年10月4日

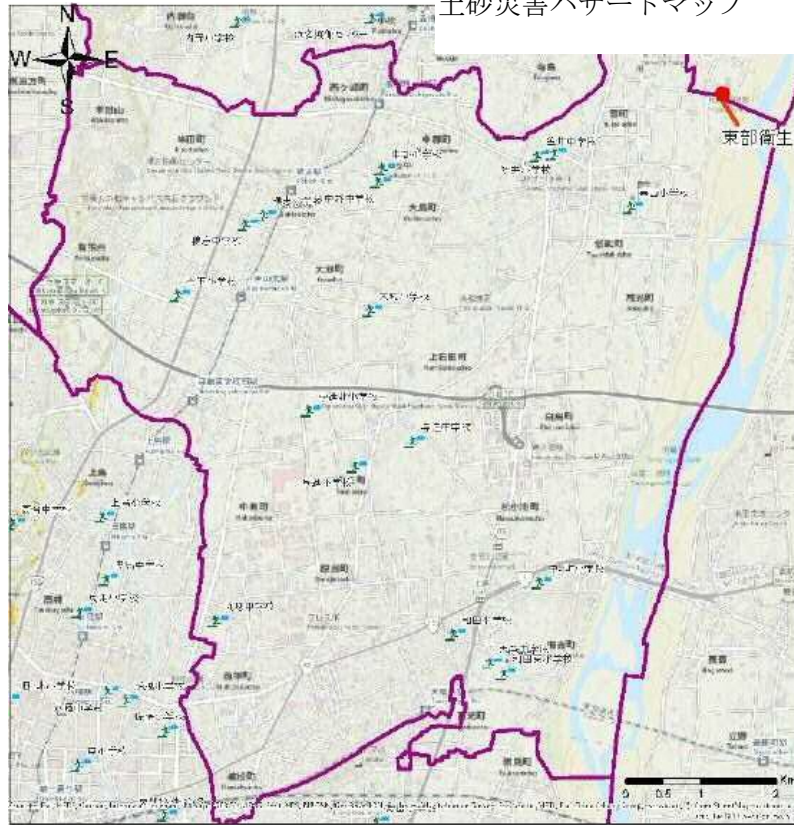
区の境界 (エリア)



洪水被害ハザードマップ

地域ハザードマップ（東部）

土砂災害ハザードマップ



土砂災害警戒区域 地すべり 平成28年10月4日

土砂災害(特別)警戒区域 土石流 平成28年10月4日

土砂災害警戒区域 土石流 平成28年10月4日

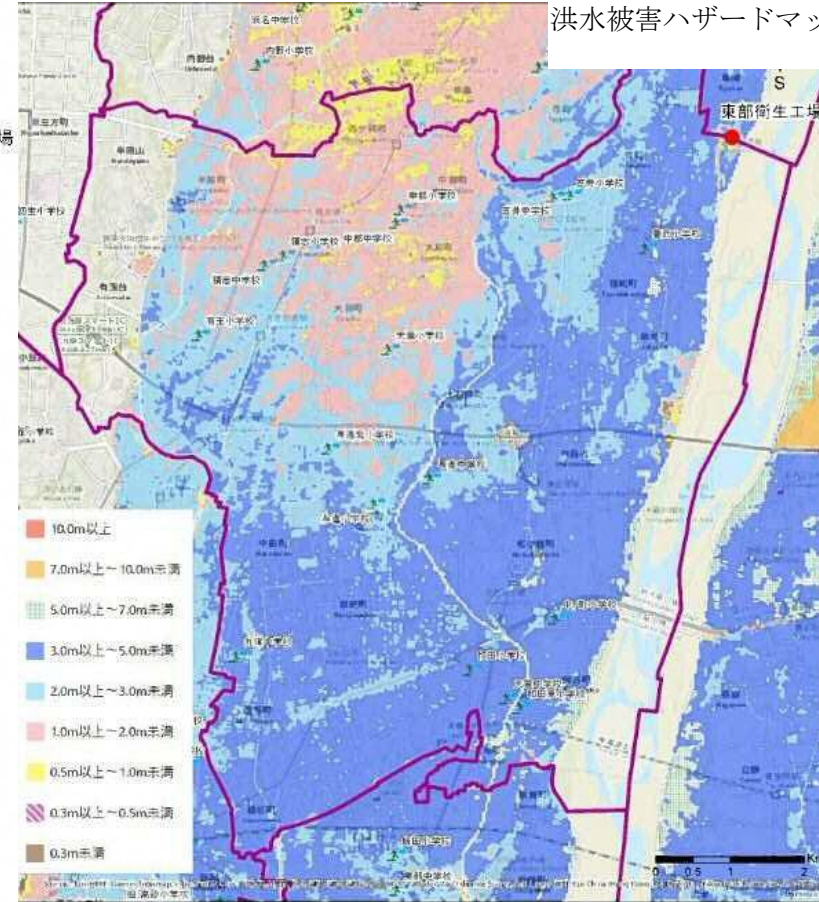
土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊 平成28年10月4日

土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊 平成28年10月4日

区の境界(エリア)



洪水被害ハザードマップ

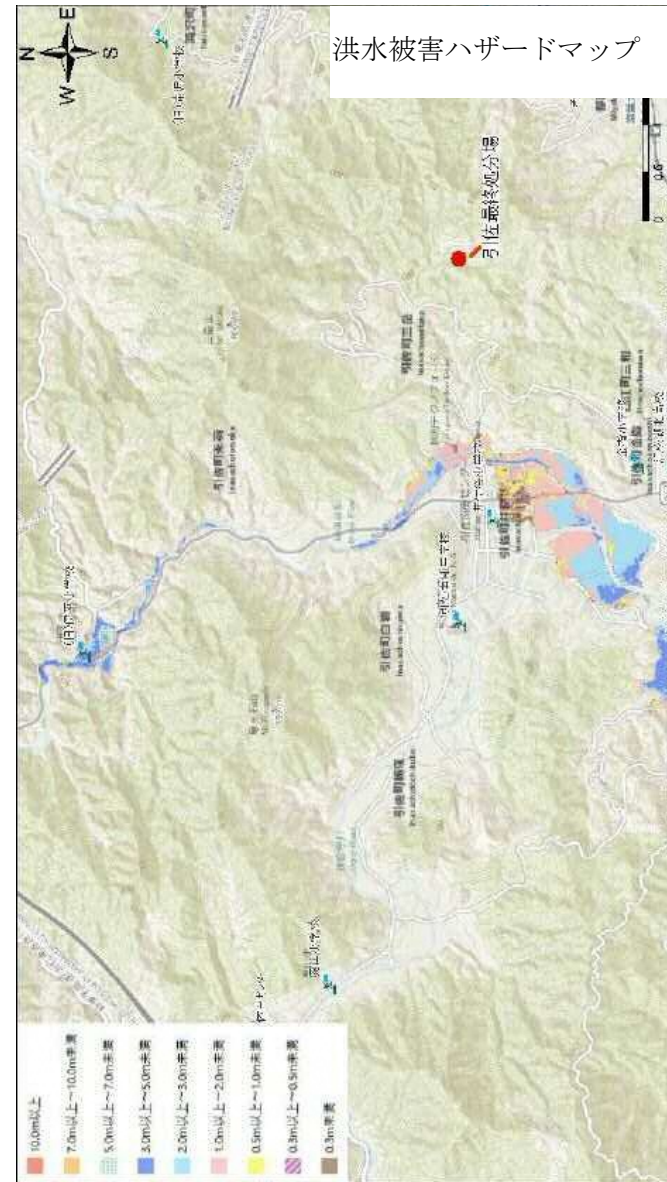


地域ハザードマップ(北西部)



土砂災害ハザードマップ

- 土砂災害_警戒区域_地すべり_平成28年10月4日
- 土砂災害(特別)警戒区域_土石流_平成28年10月4日
- 土砂災害_警戒区域_土石流_平成28年10月4日
- 土砂災害(特別)警戒区域_急傾斜地の崩壊_平成28年10月4日
- 土砂災害_警戒区域_急傾斜地の崩壊_平成28年10月4日
- 区の境界(エリア)



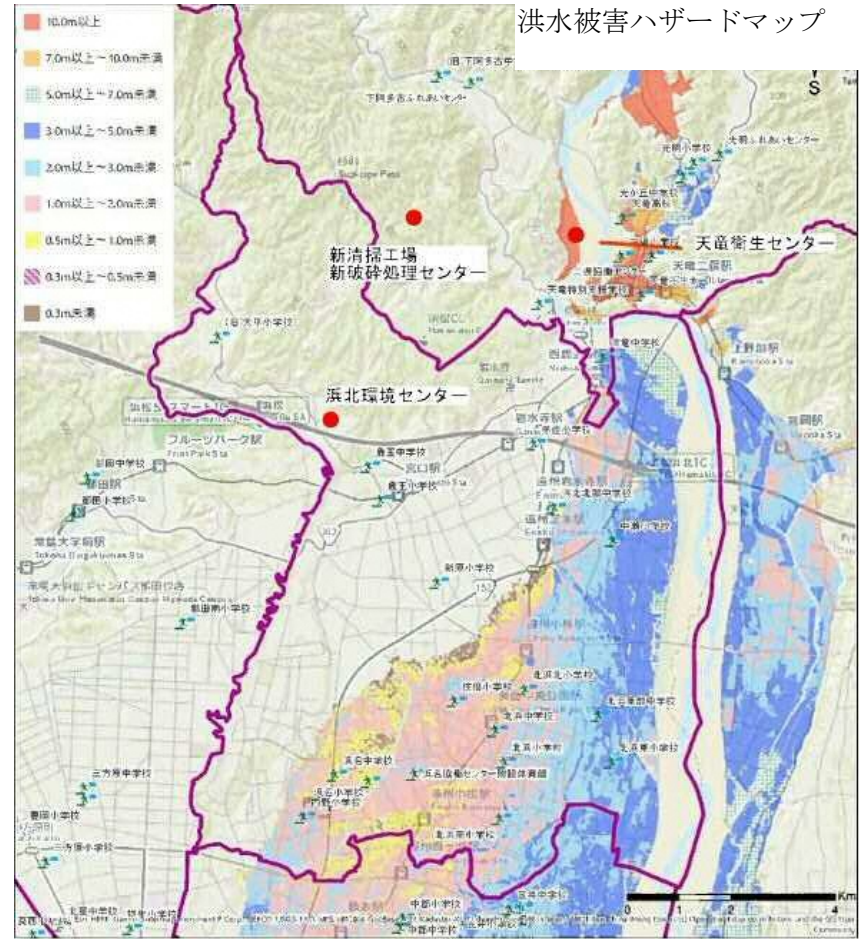
洪水被害ハザードマップ

- 10.0m以上
- 7.0m以上～10.0m未満
- 5.0m以上～7.0m未満
- 3.0m以上～5.0m未満
- 2.0m以上～3.0m未満
- 1.0m以上～2.0m未満
- 0.5m以上～1.0m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- 0.3m未満

地域ハザードマップ (北部)



土砂災害ハザードマップ



洪水被害ハザードマップ

土砂災害 警戒区域 地すべり 平成28年10月4日

土砂災害(特別)警戒区域 土石流 平成28年10月4日

土砂災害 警戒区域 土石流 平成28年10月4日

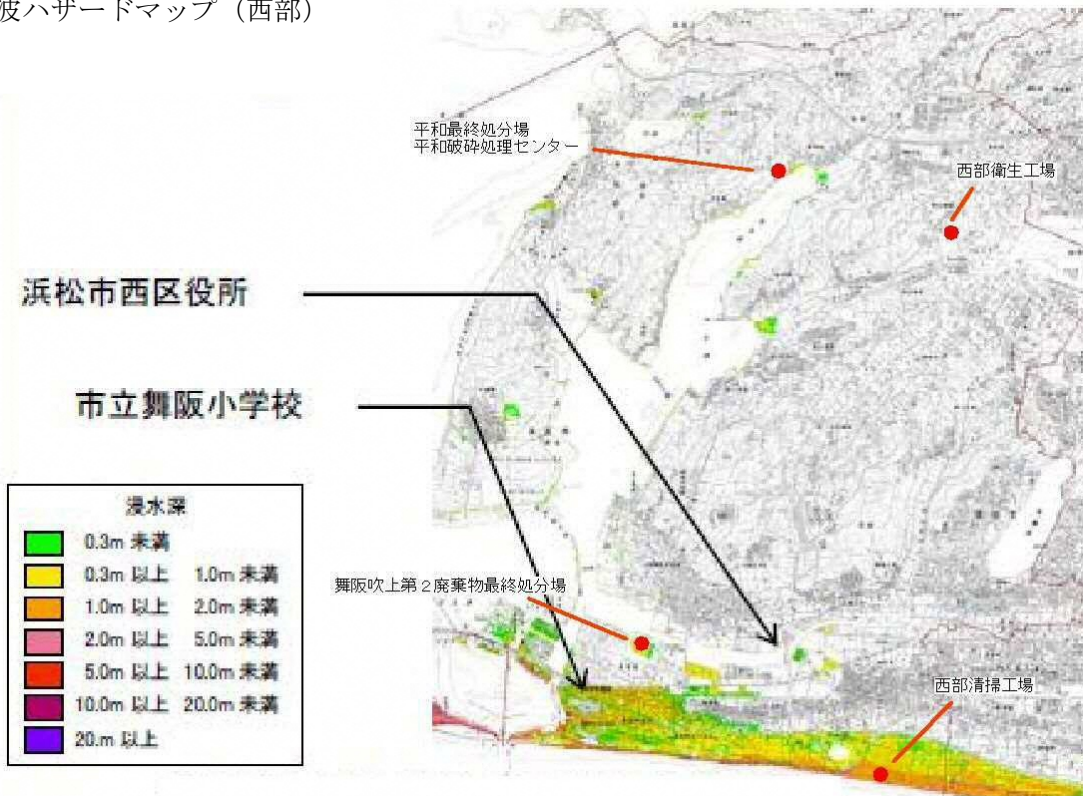
土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊 平成28年10月4日

土砂災害 警戒区域 急傾斜地の崩壊 平成28年10月4日

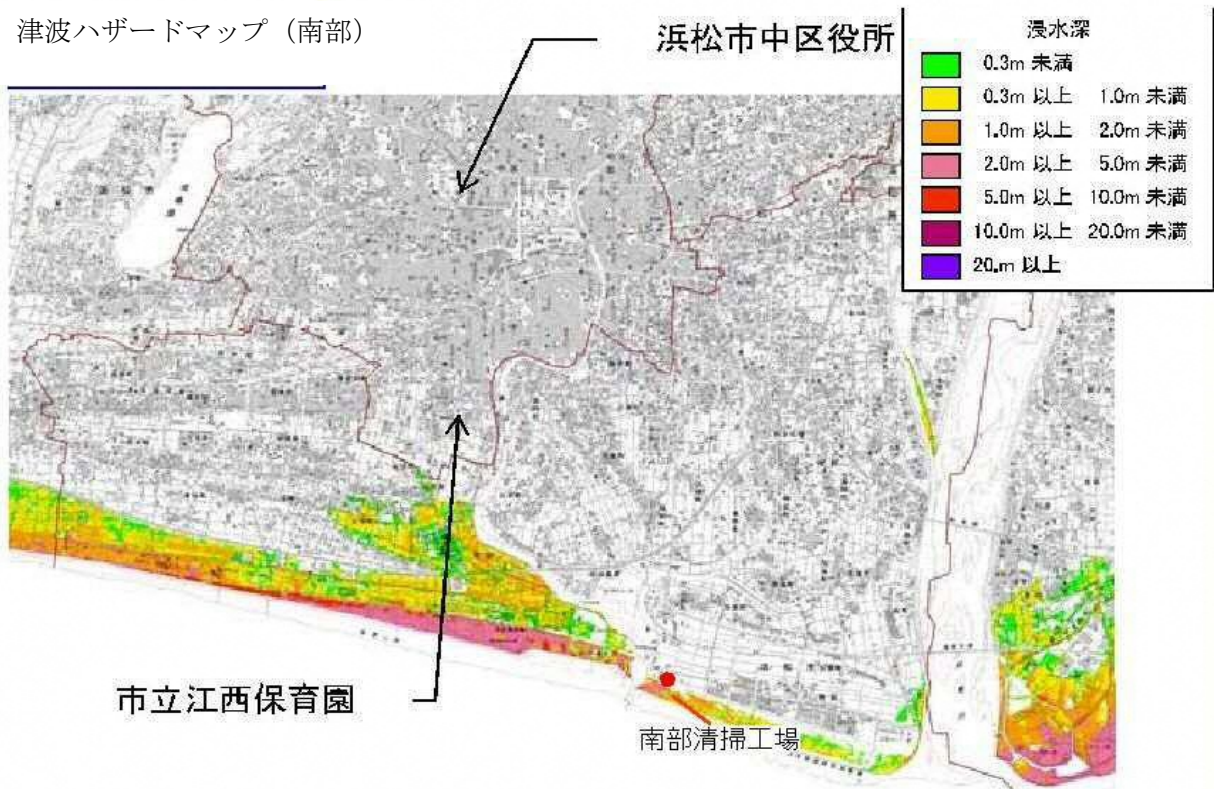
区の境界(エリア)



津波ハザードマップ（西部）



津波ハザードマップ（南部）



様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成30年度)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考		
			単位		開始	終了	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度			
○マテリアルリサイクル等に関する事業							17,580,703	545,077	2,633,092	2,229,458	1,088,662	1,917,956	9,166,458	15,455,591	271,718	2,024,526	1,587,487	845,118	1,816,573	8,910,169	
	1	浜松市	64	トン/日	H30	R5	17,580,703	545,077	2,633,092	2,229,458	1,088,662	1,917,956	9,166,458	15,455,591	271,718	2,024,526	1,587,487	845,118	1,816,573	8,910,169	
○エネルギー回収等に関する事業							35,458,034	604,572	2,759,797	4,120,887	2,782,766	14,070,569	11,119,443	30,026,611	375,787	1,680,688	2,479,638	2,220,382	14,068,609	9,201,507	
	2	浜松市	399	トン/日	H30	R5	35,458,034	604,572	2,759,797	4,120,887	2,782,766	14,070,569	11,119,443	30,026,611	375,787	1,680,688	2,479,638	2,220,382	14,068,609	9,201,507	
○浄化槽に関する事業							4,239,750	606,750	646,700	686,650	726,600	766,550	806,500	2,503,140	364,190	385,390	406,590	427,790	448,990	470,190	
	4	浜松市	7,650	基	H30	R5	4,239,750	606,750	646,700	686,650	726,600	766,550	806,500	2,503,140	364,190	385,390	406,590	427,790	448,990	470,190	
○施設整備に関する計画支援に関する事業							255,283	142,555			10,967	56,617	45,144	255,283	142,555				10,967	56,617	45,144
	31	浜松市	-	-	H30	R5	142,555	142,555						142,555	142,555						
	32	浜松市	366	トン/日	R3	(R6)	112,728				10,967	56,617	45,144	112,728					10,967	56,617	45,144
合計							57,533,770	1,898,954	6,039,589	7,036,995	4,608,995	16,811,692	21,137,545	48,240,625	1,154,250	4,090,604	4,473,715	3,504,257	16,390,789	18,627,010	

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策の一覧

施策種別	事業番号 ※ 1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金の 要否	事業計画						備考						
					開始	終了		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度							
発生抑制、 再使用の 推進に 関するもの	5	生活系ごみの有料化	可燃ごみ等について有料化の必要性、効果等について調査・研究を行う。	浜松市	継続	継続		継続実施												
	6	環境教育、普及啓発	環境教育強化、イベントの開催、人材育成等を推進する。	浜松市	継続	継続		継続実施・強化												
	7	各種助成	集団回収協力金、生ごみ堆肥化容器の配付、生ごみ処理機購入費補助金の交付等を行う。	浜松市	継続	継続		継続実施・強化												
	8	マイバック運動・レジ袋対策	「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」締結業者を拡充する。	浜松市	継続	継続		継続実施・強化												
	9	生活排水の汚濁負荷削減	各種啓発活動により、生活排水の汚濁負荷削減を進める。	浜松市	継続	継続		継続実施・強化												
処理体制の構築、 変更に関するもの	10	事業系ごみの減量及び資源化並びに適正処理等の推進	事業者に対して、条例に基づく立入検査、指導を行う。また、資源物の清掃工場への搬入を抑制するため、搬入規制に向けた施策を実施する。	浜松市	継続	継続		継続実施・強化												
処理施設の 整備に 関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設整備	新破碎処理センターを新設する。	浜松市	H30	R5	○	建設工事												
	2	エネルギー回収施設整備	新清掃工場を新設する。	浜松市	H30	R5	○	建設工事												
	4	浄化槽整備	汚水衛生処理率の向上、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、高度処理型合併処理浄化槽の設置等を進める。	浜松市	H30	継続	○	整備・設置												
施設整備に 係る計画 支援に 関するもの	31	エネルギー回収施設、マテリアルリサイクル推進施設整備の計画支援	新清掃工場及び新破碎処理施設整備のため、アプロ子道路の用地調査、詳細設計を進める。	浜松市	H30	H30	○	用地調査												
	32	エネルギー回収施設整備（更新）の計画支援	西部清掃工場の更新のため、地質調査、PFIアドバイザリー業務等を進める。	浜松市	R3	R5	○				地質調査									
その他	41	ごみ減量等に関する情報の公開と共有化	ごみ処理に関する状況を広報誌やホームページ等に掲載し、ごみに関する意識向上を図る。	浜松市	継続	継続		継続実施・強化												
	42	再生利用品の需要拡大	再生品活用の推進、促進及び溶融スラグ等の有効利用を進める。	浜松市	継続	継続		継続実施												
	44	不法投棄対策	市民、県、警察等との連携を図り、不法投棄の監視体制を強化するとともに未然防止に取り組む。	浜松市	継続	継続		継続実施・強化												
	45	資源物等持ち去り禁止対策	職員によるパトロールを実施し、市、市民、警察と連携して、持ち去り行為者に対する取り締まりを行う。	浜松市	継続	継続		継続実施・強化												
	46	災害時の廃棄物処理	浜松市災害廃棄物処理計画を踏まえ、市内及び広域での連携体制を構築する。	浜松市	継続	継続		継続実施・強化												

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	浜松市
(2) 施設名称	浜松市新破碎処理センター整備事業
(3) 工期	平成30年度～令和5年度
(4) 施設規模	処理能力 64 トン/日（破碎 38トン/日、選別 26トン/日）
(5) 処理方式	破碎、選別、圧縮、保管
(6) 地域計画内の役割	再生利用推進及び最終処分場の延命化
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	びん類 小型家電 電池、水銀体温計、蛍光管 自転車 マットレス プラスチック製容器包装を搬出時まで保管
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	・ 処理方法：破袋・選別・圧縮梱包・保管 ・ 処理能力：26トン/日
--------------------------	---------------------------------------

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	未定
---------------	----

(11) 事業計画額	17,580,703千円
------------	--------------

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	浜松市
(2) 施設名称	浜松市新清掃工場整備事業
(3) 工期	平成30年度～令和5年度
(4) 施設規模	処理能力399トン/日
(5) 形式及び処理方式	形式：未定 処理方式：全連続式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 （発電効率20.5%以上） 2. エネルギー回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 （エネルギー回収率 20.5%以上）
(7) 地域計画内の役割	エネルギー回収推進
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
(9) 事業計画額	35,458,034千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	浜松市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活環境を保全するために合併処理浄化槽の普及を図るものである（個人設置型）。
(4) 事業期間	平成30年度 ～ 令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	<p>浄化槽設置整備事業実施要綱 第3（1）アのうち、下記の地域</p> <p>（イ）水質汚濁防止法第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域</p> <p>（ウ）水道水源の地域</p> <p>（エ）水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域</p> <p>（オ）水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域</p> <p>（カ）自然公園法第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域</p> <p>（キ）その他人口増加の著しい等上記と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域</p> <p>第3（1）イのうち、下記の地域</p> <p>（イ）水質汚濁防止法第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域</p> <p>第3（5）アのうち、下記の地域</p> <p>（ア）「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼」により指定された湖沼に生活排水が排出される地域</p> <p>（イ）「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域」により指定された海域に生活雑排水が排出される地域</p>
(6) 事業計画額	<p>交付対象事業費 2,503,140 千円</p> <p>うち</p> <p>・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 2,503,140 千円</p>

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (22,000人分)	うち 単独撤去	基準額 (千円)	対象経費 支出予定額 (千円)	交付対象 事業費 (千円)
5人槽	3,810 基 (10,957人分)		1,148,160	1,988,010	1,148,160
6～7人槽	3,600 基 (10,353人分)		1,255,500	2,095,500	1,255,500
8～10人槽	240 基 (690人分)		99,480	156,240	99,480
11～20人槽	基 (人分)				
21～30人槽	基 (人分)				
31～50人槽	基 (人分)				
51人槽以上	基 (人分)				
改築	基				
計画策定調査費					
合計	7,650 基 (22,000人分)	基	2,503,140	4,239,750	2,503,140

- 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
 (複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 _____

市町村世帯数 _____

対象地域人口 _____

対象地域世帯数 _____

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付 (様式は自由)

計画支援概要

都道府県名 静岡県					
(1) 事業主体名	浜松市				
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設（浜松市西部清掃工場）更新のため				
(3) 事業名称	施設基本計画作成業務	生活環境影響調査業務	PFIアドバイザー業務	土壌汚染対策調査業務	
(4) 事業期間	令和3年度～令和4年度	令和4年度～令和5年度	令和4年度～令和6年度	令和4年度～令和5年度	
(5) 事業概要	・基本計画の策定	・現地調査	・VFM算出	・地歴調査 ・採取調査	
		・報告書作成	・要求水準書作成	・報告書作成	
(6) 総事業計画額 ※1	21,967千円うち 交付対象事業費 21,967千円	52,173千円うち 交付対象事業費 52,173千円	25,520千円うち 交付対象事業費 25,250千円（全体 37,620千円	13,068千円うち 交付対象事業費 213,068千円	
(1) 事業主体名	浜松市				
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設整備（浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター整備）のため				
(3) 事業名称	用地調査	詳細設計			
(4) 事業期間	H30	H30			
(5) 事業概要	・用地調査	・詳細設計			
	・報告書作成	・報告書作成			
(6) 総事業計画額 ※1	31,115千円うち 交付対象事業費 231,115千円	111,440千円うち 交付対象事業費 111,440千円			
※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。					

浜松市循環型社会形成推進地域計画

発行：浜松市環境部廃棄物処理課

平成 30 年 3 月

令和 2 年 11 月 変更

令和 3 年 4 月 変更

令和 4 年 3 月 変更

令和 4 年 12 月 変更

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1-10

TEL：053-453-6196

FAX：053-457-3071